

福祉医療費助成制度の一部自己負担金の拙速な引き上げに反対する意見書

大阪府は、大阪府市長会・大阪府町村長会とともに「福祉医療費助成制度に関する研究会」を立ち上げ、平成28年2月に報告書を取りまとめ公表した。現在この報告書をもとに、福祉医療費助成制度の再構築における大阪府の考え方の整理が行われているところであり、このうち、一部自己負担のあり方等利用者負担のあり方については、院外調剤についての一部自己負担の導入、一医療機関当たりの月額上限の撤廃、現行1回500円の自己負担を維持する場合には現行月額2,500円の負担上限額を6,000円程度に引き上げることなどが焦点となっている。

福祉医療費助成制度は、言うまでもなく、障害者や高齢者、ひとり親世帯や子供たちの命と健康を守るうえで欠かせない制度であり、府下市町村における重要度の高い施策として機能している。そのため、この制度の変更、わけても一部自己負担金の引き上げ等に関しては、地域住民への影響を最大限に考慮した上で、慎重に検討されなければならない。

しかし、大阪府は、この制度の改定方向を庁内で定めた後、早ければ来年度大阪府予算で改定方向を踏まえた予算措置を講じ、平成29年11月から実施を行うこととしている。

本来、関係団体からの意見等を十分にくみ上げて準備すべき制度の大幅な変更にもかかわらず、極めて拙速な対応と言わざるを得ない。あわせて市町村においては、同制度に係る条例改正が必要となり、議会における十分な審議時間が保障されないことも懸念される。

よって、大阪府に対して下記事項を強く求める。

記

- 1 福祉医療費助成制度の一部自己負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

泉大津市議会

送付先：大阪府知事